

1 男女共同参画に関する年表

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
1945(S20)	○国連憲章採択	○衆院法改正（成年女子に参政権）			
1946(S21)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員39人誕生			
1947(S22)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止			
1948(S23)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択				
1967(S42)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択				
1975(S50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議（メキシコ・シティ）で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置			
1976(S51)		○民法一部改正（離婚後の氏の選択自由に） ○第1回日本婦人問題会議（労働省）	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置		
1977(S52)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置		○埼玉婦人問題会議発足
1978(S53)			○第1回埼玉県婦人問題協議会		
1979(S54)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長設置		
1980(S55)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ○女子差別撤廃条約の署名式	○民法の一部改正（配偶者の法定相続分1/3→1/2）	○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
1981(S56)	○ILO 第156号条約の採択（ILO 総会）（男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）				
1984(S59)		○国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍：父系血統主義→父母両系主義）		○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定	
1985(S60)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ）、「ナイロビ将来戦略」採択 NGO フォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○労働基準法一部改正（施行は昭和61年）			○「国連婦人の十年」最終年世界会議 NGO フォーラムに派遣団参加
1986(S61)				○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987(S62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○婦人対策課を婦人行政課に名称変更		
1989(H1)		○法例一部改正（婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等）			
1990(H2)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連・経済社会理事会） ○ILO 第171号条約（夜業に関する）採択（ILO 総会）			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定	○埼玉県県民活動総合センター（伊奈町）開館
1991(H3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ○育児休業法成立（施行は平成4年）	○婦人行政課を女性政策課に名称変更		

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
1992(H4)		○初の婦人問題担当大臣設置			
1993(H5)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○パートタイム労働法成立			○「埼玉女性の歩み」発行
1994(H6)	○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する採択(ILO総会)) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置			○「1994彩の国の女性」発行
1995(H7)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO第156号条約批准		○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996(H8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定			○「世界女性みらい会議」開催
1997(H9)		○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組		○女性センター(仮称)基本構想策定
1998(H10)					○女性センター(仮称)基本計画策定
1999(H11)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立			○女性問題協議会:男女共同参画推進条例(仮称)答申
2000(H12)	○女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規制法成立	○環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更	○男女共同参画推進条例施行	○「彩の国国際フォーラム2000」開催 ○苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施
2001(H13)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立	○女性政策課を男女共同参画課に名称変更		
2002(H14)				○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設
2003(H15)		○「次世代育成支援対策推進法」成立			
2004(H16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立			○女性チャレンジ支援事業開始
2005(H17)	○第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定			
2006(H18)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等:施行は平成19年)		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2007(H19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」一部改正		○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	
2008(H20)			○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更		○女性キャリアセンター開設
2009(H21)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010(H22)	○第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合		
2012(H24)			○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更	○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加

2 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日公布 埼玉県条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条** 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第6条** 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条** 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する

暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(県の施策等)

- 第9条** 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うよう努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うよう努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

- 第10条** 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事

に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧

し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

3 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧

ア 国・県の機関

団体名	名 称	住 所	電話番号	FAX 番号
埼 玉 県	埼玉県男女共同参画推進センター 「With You さいたま」	さいたま市中央区新都心2-2	048-601-3111	048-600-3802
		http://www.withyou-saitama.jp/		
国	国立女性教育会館 「ヌエック」	比企郡嵐山町菅谷728	0493-62-6711	0493-62-6720
		http://www.nwec.jp/		

イ 市町村の機関(20市町20施設)

団体名	名 称	住 所	電話番号	FAX 番号
さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター 「パートナーシップさいたま」	さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階	048-642-8107	048-643-5801
川 越 市	川越市女性活動支援のひろば	川越市菅原町23-10 クラッセ川越5階	049-228-7724	049-228-7726
熊 谷 市	熊谷市男女共同参画推進センター 「ハートピア」	熊谷市筑波3-202 ティアラ21・4階	048-599-0011	048-599-0012
川 口 市	川口市立婦人会館	川口市上青木西1-2-19	048-253-1444	048-256-6433
行 田 市	行田市男女共同参画推進センター 「VIVA ぎょうだ」	行田市佐間3-23-6	048-556-9301	048-556-9310
所 沢 市	所沢市男女共同参画推進センター 「ふらっと」	所沢市寿町27-7 コンセールタワー所沢2階	04-2921-2220	04-2921-2270
加 須 市	加須市女性センター	加須市中央2-4-17	0480-61-7400	0480-61-8204
春日部市	春日部市男女共同参画推進センター 「ハーモニー春日部」	春日部市緑町3-3-17	048-731-3333	048-733-0071
羽 生 市	羽生市女性センター 「パープル羽生」	羽生市南5-4-3	048-561-1681	048-562-1889
深 谷 市	深谷市男女共同参画推進センター 「L.フォルテ」	深谷市上柴町西4-2-14 アリオ深谷3階 キララ上柴内	048-573-4761	048-574-5868
草 加 市	草加市文化会館 「男女共同参画さわやかサロン」	草加市松江1-1-5	048-931-9325	048-936-4690
越 谷 市	越谷市男女共同参画支援センター 「ほっと越谷」	越谷市大沢3-6-1-302	048-970-7411	048-970-7412
戸 田 市	戸田市男女共同参画センター 「ビリーブ」	戸田市上戸田86-1	048-443-5046	048-444-0463
入 間 市	入間市男女共同参画推進センター	入間市豊岡4-2-2	04-2964-2536	04-2964-2539
新 座 市	新座市男女共同参画推進プラザ	新座市東北2-36-11 (にいざほっとプラザ内)	048-486-8639	048-472-4617
八 潮 市	八潮女性サロン	八潮市大瀬795-1 マイノループ1階	048-996-2159	—
坂 戸 市	坂戸市勤労女性センター 「リーベン」	坂戸市千代田1-1-22	049-281-3595	049-283-1640
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター 「ハーモニー」	鶴ヶ島市大字脚折1922-7	049-287-4755	049-271-5297
吉 川 市	市民交流センター「おあしす」	吉川市きよみ野1-1	048-984-1888	048-983-5500
上 里 町	上里町男女共同参画推進センター 「ウィズ・ユー上里」	児玉郡上里町大字七本木393	0495-35-1357	0495-34-2523

4 県内相談窓口一覧

ア 男女共同参画・女性に関する相談

※特に記載のないものは祝日・年末年始（12/29～1/3）がお休みです。

相談内容	相談機関	電話番号	受付時間帯
人間関係、 家族、夫婦、 DV、女性 全般の相談	埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま)	048-600-3800	月～土 10:00～20:30 (祝日・年末年始・第3木曜日を除く)
	さいたま市男女共同参画推進センター	048-643-5813 (電話相談)	月～金 10:00～20:00 土・日・祝 10:00～16:00 (第4日を除く)
	川越市カウンセリングルーム	049-228-7724	面接・電話相談 第2・4木 10:00～16:00 (予約制)
	熊谷市男女共同参画推進センター	048-559-0015	面接・電話相談 月～金 9:00～17:15、第1・3土 9:00～17:15
	行田市男女共同参画推進センター	048-556-9301 (面接予約及び電話相談)	面接相談 木・土 13:00～16:00 (予約制) 電話相談 土 13:00～14:00
	所沢市男女共同参画推進センター	04-2921-2333 (電話相談)	月・水・金・土 10:00～16:00
		04-2921-2220 (面接相談の予約)	第1火 10:00～16:00、第2火 14:00～20:00、 第3・4火 10:00～17:00、水 (DV相談等) 10:00～16:00
	加須市女性センター	0480-62-7874 (電話相談)	月 9:00～16:00
		0480-61-7400 (面接相談の予約)	木 (相談日) 13:00～16:00
	春日部市男女共同参画推進センター	048-731-3333	面接・電話相談 火・水・金 13:00～16:00 (祝日・年末年始・ 閉館日を除く) 面接・電話相談(男性のための悩み相談 第1日 13:00～16:00)
	羽生市女性センター	048-561-1681 (面接相談)	第1～4水 13:00～16:00 (予約制) (祝日を除く)
	上尾市男女共同参画推進センター	048-778-5110 (面接・電話相談の予約)	水 10:00～16:00 (祝日・第5水を除く)
	草加市文化会館 (男女共同参画さわやかサロン)	048-931-9325(内線50) (面接・電話相談の予約)	木・第1土 11:00～16:00
	越谷市男女共同参画支援センター	048-970-7415 (電話相談)	土・日 10:00～14:00 (12:00～13:00を除く) 火・木・金 13:00～14:00
		048-970-7410 (面接相談の予約)	火・木 14:00～16:00 18:00～20:00 金・土・日 14:00～16:00 (第4土を除く)
	入間市男女共同参画推進センター	04-2964-2545 (電話相談)	水 10:00～12:00、13:00～15:00
		04-2964-2561 (面接相談の予約)	月 10:00～12:00、13:00～15:00
	新座市女性困りごと相談室	048-477-1835	面接・電話相談 月～金 9:00～17:00
新座市男女共同参画推進プラザ	048-486-8639	面接・電話相談 第2土 10:00～18:00	
鶴ヶ島市女性センター	049-287-4755 (面接・電話相談の予約)	第2水 10:00～16:00、第3火 10:00～15:00 第4水 13:30～19:00	
上里町男女共同参画推進センター	0495-35-1357 (面接相談の予約)	水 13:00～16:00 (第5水を除く)	
母子自立 支援に関 する相談	(財)埼玉県母子福祉寡婦福祉連合会	048-645-7886	面接・電話相談 月～金 9:00～17:00

※上記以外にも市役所・町村役場に相談に応じる窓口がありますので、各市町村にお問い合わせください。

イ 女性への暴力、セクハラ等に関する相談

相談内容	相談機関	電話番号	受付時間等
ドメスティックバイオレンス(DV) に関する相談	埼玉県配偶者暴力相談支援センター		
	婦人相談センター (DV相談担当)	048-863-6060	月～土 9:30～20:30、日・祝 9:30～17:00 (年末年始を除く)
	男女共同参画推進センター (With You さいたま)	048-600-3800	月～土 10:00～20:30 (祝日・年末年始・第3木を除く)
	※緊急時は110番へ。最寄りの県福祉事務所(東部中央、西部、北部、秩父)でも相談に応じます。		
ストーカー行為に係る相談	けいさつ総合相談センター	048-822-9110	電話相談 月～金 8:30～17:15 緊急時は110番へ
職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談	埼玉労働局雇用均等室	048-600-6210	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
列車内等での痴漢被害	鉄道痴漢被害相談ホットライン	048-641-0599	24時間受付
DV、セクシュアルハラスメント等女性をめぐり る人権問題	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

ウ 男女共同参画に関する苦情処理

対象となる苦情	機 関	申出方法	問合せ先
○男女共同参画に関する県の施策について ○夫・パートナーからの暴力、セクシュアルハラスメントなどにより人権が侵害された場合	男女共同参画苦情処理機関	原則書面※で、郵送又はFAX(048-830-4755)	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 県民生活部男女共同参画課 048-830-2921

※ 申出書の入手方法:男女共同参画課のHPから入手することができるほか、お近くの市町村男女共同参画(女性)行政担当窓口でも配布しています。また、ホームページのアドレスは「<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/danjyo-kujou/>」です。

エ 子供・青少年に関する相談

相談内容	相談機関	電話番号	受付時間等
子供の養育、虐待、発達の遅れ、心身の障害、性格、非行など児童(18歳未満)の相談	中央児童相談所	048-775-4152	月～金 8:30～18:15 (祝日・年末年始を除く) ※上記以外の時間帯での緊急性のある児童虐待通報は「休日夜間児童虐待通報ダイヤル:048-779-1154」で受け付けます。
	南児童相談所	048-262-4152	
	川越児童相談所	049-223-4152	
	所沢児童相談所	04-2992-4152	
	熊谷児童相談所	048-521-4152	
	越谷児童相談所	048-975-4152	
	越谷児童相談所(草加支所)	048-920-4152	
	さいたま市児童相談所(さいたま市内対象)	048-840-6107	月～金 8:30～18:00 (祝日・年末年始を除く) ※上記以外の時間帯での緊急性のある児童虐待通報は「24時間児童虐待通告電話:048-840-1448」で受け付けます。
子供に係る全ての悩み(子育ての悩み、しつけの問題、いじめ・体罰など)の相談	子どもスマイルネット	048-822-7007	毎日 10:30～18:00 (祝日・年末年始を除く)
いじめ・虐待など子どもの人権に関する相談(子どもの人権110番)	さいたま地方法務局人権擁護課	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
いじめ、不登校、学校生活、勉強、性格などに関する相談(よい子の電話教育相談)	埼玉県総合教育センター	0120-86-3192(子ども専用)	24時間受付(年中無休)
		048-556-0874(保護者専用)	
いじめ、不登校、性格、行動、学習の遅れ、発達、障害などの相談	総合教育センター(面接相談)	048-556-4180(面接相談受付)	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
乳幼児の育児・健康などの相談	総合教育センター	048-556-3311	月～金 10:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)
非行問題、家庭内暴力、犯罪・いじめ被害、進路、性格などの相談	埼玉県警察少年サポートセンター	048-865-4152(保護者用)	月～土 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
		048-861-1152(少年用)	
	少年サポートセンター西分室川越相談室	049-239-6598	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	少年サポートセンター北分室熊谷相談室	048-524-4016	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	少年サポートセンター東分室	048-718-4152	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
非行、家庭内暴力、夜遊びなど問題行動についての相談	さいたま少年鑑別所教育相談センター	048-864-2213	月～金 9:00～16:00(祝日を除く)
犯罪被害相談・支援	埼玉県警察犯罪被害者支援室	0120-381858	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
子供の自殺防止・いのちの電話	(社福)埼玉いのちの電話(こどもライン)	048-640-6400(18歳以下)	金・土 15:00～21:30

オ 福祉・医療に関する相談

相談内容	相談機関	電話番号	受付時間等
各種健康相談	最寄りの保健所・市町村保健センターで相談に応じます。		
医療安全に関する相談	埼玉県医療安全相談窓口	048-830-3541	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	最寄りの保健所でも相談に応じます。		
まちの保健室「ティーンズ電話相談」	公益社団法人埼玉県看護協会	048-548-8800(受付電話)	土 10:00～12:00、13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
エイズや性感染症の相談	埼玉県エイズホットライン	048-764-3030	月・水・金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
救急医療情報(歯科、精神科、医療相談は除く)	埼玉県救急医療情報センター	048-824-4199	24時間受付(年中無休)

精神保健福祉相談(さいたま市を除く)	埼玉県立精神保健福祉センター	048-723-6811	来所相談 予約受付 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
こころの電話	埼玉県立精神保健福祉センター	048-723-1447	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	さいたま市こころの健康センター	048-851-5665	月～金 9:00～17:00 (面接相談は予約制) (祝日・年末年始を除く)
薬物問題に関する相談	(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	048-822-4970	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
自殺防止いのちの電話	(社福)埼玉いのちの電話	048-645-4343	24時間受付(年中無休)
福祉に関する相談	最寄りの県福祉事務所(東部中央・西部・北部・秩父)で相談に応じます。		
高齢者の福祉及び福祉施設入所に関する相談	各市町村担当窓口で相談に応じます。		
認知症高齢者、障害のある方の相談	(社福)埼玉県社会福祉協議会、権利擁護センター	048-822-1204 048-822-1406(FAX)	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートネット」	(社福)埼玉県社会福祉協議会	048-822-1299	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
介護予防など高齢者に関する様々な相談	最寄りの地域包括センターで相談に応じます。		

カ 仕事(就労・職場)に関する相談

相談内容	相談機関	電話番号	受付時間等
女性の様々なチャレンジや再就職に関する「チャレンジ&お仕事相談」	埼玉県女性キャリアセンター	048-601-1023	電話相談 月～土 10:00～16:30 (祝日・年末年始・第3木を除く)
		048-601-5810 (面接相談受付)	月～土 9:30～17:30(予約受付) (祝日・年末年始・第3木を除く)
40歳以上の就職活動支援相談	ハローワーク浦和・就業支援サテライト 中高年コーナー	048-826-5611	月～金 10:00～19:00 土 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
44歳までの就職活動支援相談	ヤングキャリアセンター埼玉	048-601-2225	月～金 10:00～19:00 土 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
子育て中の方、子育てを終えて働き始めたい方の就職活動支援	マザーズハローワーク大宮	048-856-9500	月・水・金 9:00～17:00、 火・木 9:00～19:00 第1・3土 10:00～17:00(第2・4・5土、祝日・年末年始を除く)
	川口、熊谷、所沢、川越、越谷のマザーズコーナーでも相談をお受けしています。		
労働問題全般の相談	埼玉労働局総合労働相談コーナー	048-600-6262	月～金 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)
	最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センターでも相談に応じます。		
労働条件、採用や退職、解雇などの労働に関する相談	埼玉県労働相談センター	048-830-4522 (電話相談・面接相談受付)	電話相談 月～金 9:00～17:00 面接相談 月～金 9:00～16:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)
労働条件に関する相談	埼玉労働局労働基準部監督課	048-600-6204	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	最寄りの労働基準監督署でも相談に応じます。		
職場での男女均等取扱いや育児・介護休業等、パートタイム労働の相談	埼玉労働局雇用均等室	048-600-6210	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)

キ 外国語による相談

相談内容	相談機関	電話番号	受付時間等
外国人住民に対する相談・情報提供 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語	外国人総合相談センター埼玉	048-833-3296	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

※上記以外にも市役所・町村役場に各種相談に応じる窓口がありますので、各市町村にお問い合わせください。

ク 法律に関する情報提供・相談

相談内容	相談機関	電話番号	受付時間等
法律に関する情報提供・法律相談	法テラス埼玉	050-3383-5375	月～金 9:00～16:00 (12:00～13:00を除く) (祝日・年末年始を除く)
	法テラス川越	050-3383-5377	

5 さいたま輝き荻野吟子賞



現在、女性と男性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会の実現が、ますます重要になっています。

そこで、新たな分野に果敢に挑戦し、日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画社会づくりの推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所を表彰し、その功績を称えます。

■ 対象者

きらきら輝き部門	県内に在住（勤）若しくは県出身又は県内に所在し、先駆的な取組などにより各分野で特に功績が著しく今後の活躍が期待できる個人又は団体
さわやかチャレンジ部門	県内に在住（勤）又は県出身で、各分野にチャレンジし、今後さらなる活躍が期待できる年齢40歳未満の個人
いきいき職場部門	県内に所在し、男女が共同して参画することができる職場作りに積極的に取り組んでいる事業所

※公務の一環として行っている活動は対象となりません。

■ 募集方法

さわやかチャレンジ部門及びいきいき職場部門の募集は年1回行い、広く一般より公募します。

■ 選考：さいたま輝き荻野吟子賞選考委員会での選考を経て、知事が決定します。

■ 表彰：受賞者には、賞状と記念品を贈呈します。また、その功績を広く発信し県民に伝えます。

● 主催：埼玉県、共催：熊谷市